令和7年1月からの大雪被害対策資金(施設等復旧資金)の概要

1 目 的

令和7年1月9日からの大雪により、農業用施設などに大きな被害が発生したことから、被害を受けた農林漁業者に対し、施設等原状回復のために必要な資金の融資を行い、農林漁業者の生産活動の維持を図る。

2 資金概要

資 金 名	山形県災害・経営安定対策資金
対象災害	令和7年1月9日からの大雪
貸付対象者	農林漁業を主な業務とする者(年間総所得の5割以上を農林水産業所得に依存している者)で、対象災害により農林漁業用施設や農地などに被害を受けた者。
資金使途	施設等復旧資金
貸付限度額	1,000万円 ただし、総事業費から、対象災害の被害を原因として受け取った補助金の 額を控除した額を上限とする。
償還期限	10年以内(据置期間3年以内)
貸付利率	0.90%以内(融資機関の利率引下げにより無利子化又は低利子化の場合あり)
貸付期間	令和7年9月30日まで
融資枠	1億円

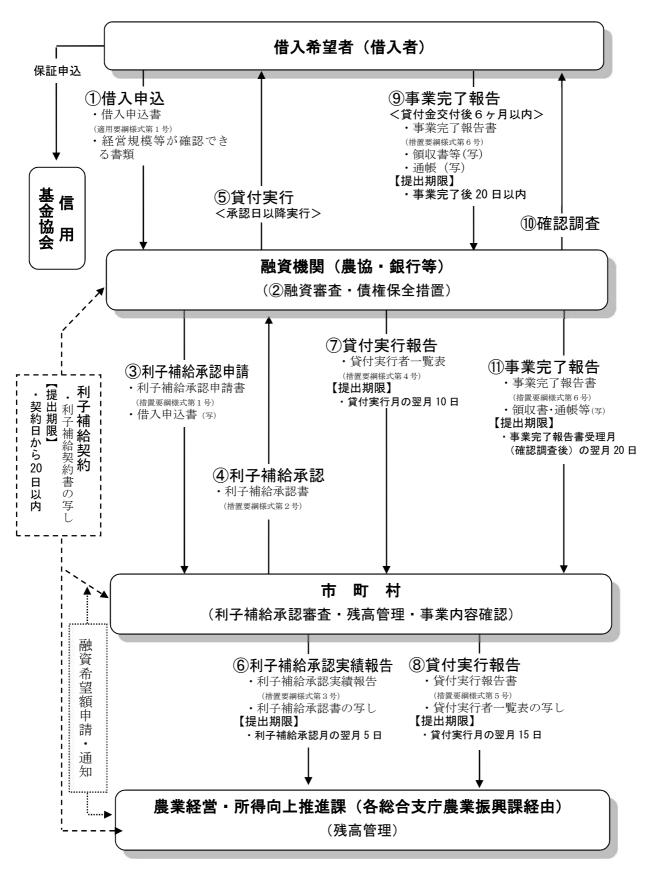
3 利子補給の事業内容

- 実施主体:市町村
- 仕組み
 - ・ 基準金利 (2.95%) のうち、県・市町村が 利子補給し引下げ ⇒ 0.90%
 - ・ 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自 に引下げを行う場合 ⇒ 無利子(最大引下げの場合)

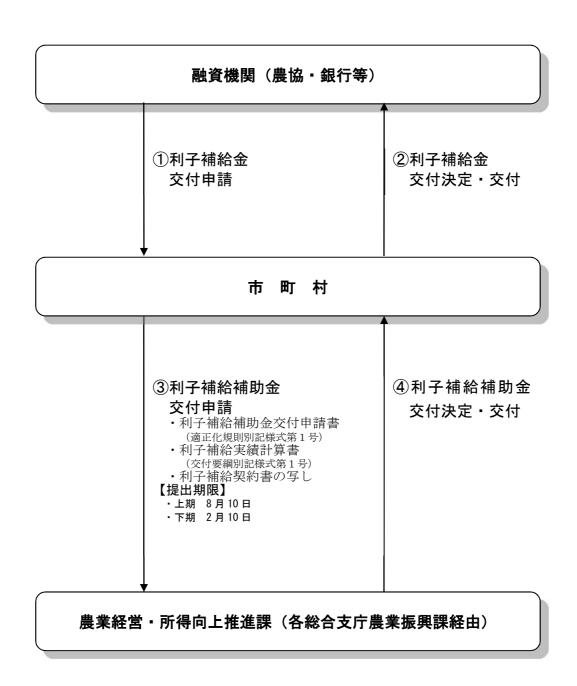
基準金利				2.	9 5 %
利子補給率				2.	05%
	県	(66.5%)	1.3	6 3	25%
	市町村	(33.5%)	0.6	8 6	7 5 %
貸付利率				0.	90%

令和7年1月からの大雪被害対策資金(施設等復旧資金) — 事務フロー図 —

(1)借入申込~貸付実行~事業完了



(2) 利子補給(補助)申請~交付



- ※ 適正化規則:山形県補助金等の適正化に関する規則
- ※ 措置要綱:山形県災害·経営安定対策資金融通措置要綱
- ※ 適用要綱:令和7年1月からの大雪被害対策についての山形県災害・経営安定対策資金

融通措置要綱の適用に関する要綱

※ 交付要綱:山形県災害·経営安定対策資金利子補給補助金交付要綱